

神戸市会にて令和5年度当初予算を可決しました

▲予算特別委員会で
都市局・建設住宅局に質疑新しい時代を創る
積極的な予算編成を提案!!

※会計数字はわかりやすくするため、一千万の位を四捨五入して記載しております。

切れ目のない子育て支援

こども医療費助成制度の拡充

53億4,300万円

子育て世帯における経済的負担を軽減するため、外来医療費助成の対象を高校生世代にまで拡大します。(令和5年10月開始予定)



こどもの遊び場拠点の整備

3,300万円

こべっこあそびひろば(西図書館跡・令和5年5月開設予定・市内3カ所目)、おやこふらっとひろば(垂水区文化センター体育室跡・令和5年6月開設予定・全区整備完了)など子どもの遊び場拠点を拡充します。

学校給食における食材費高騰対策

2億7,900万円

コロナ禍における食材高騰により、値上げが必要な小・中学校等の給食費を現行の料金で据え置き、子育て世帯への経済的な支援と栄養バランスのとれた学校給食の維持に取り組みます。

【一般会計】

コロナ禍における原油価格・物価高騰対策と、感染拡大防止・医療提供体制の安定的確保に最優先で取り組むとともに、「SDGs(持続可能な開発目標)」に沿った施策の展開により、くらしの質と都市の価値を高め、神戸を「さらなる高み」へ押し上げ、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けた施策を積極的に計上しました。

【特別会計】

神戸空港の国際化を見据え、空港基本施設やサブターミナル等の整備を進めるにあたり、空港整備事業費特別会計を新設しました。

【企業会計】

西神中央ホールの整備に伴う土地購入費の減等により新都市整備事業会計が減少した一方で、空港整備事業費への貸付金の皆増により港湾事業会計が増加しました。

神戸空港の国際化への対応



空港の機能強化 96億8,600万円

2025年の国際チャーター便運用に向けて、空港基本施設、サブターミナル、駐車場等の整備を進めていきます。

交通アクセスの強化

11億4,200万円

神戸空港の今後の航空需要に対応した交通アクセス強化にむけて、空港連絡橋の4車線化や生田川右岸線の機能強化、新交通三宮駅のホーム拡張などに取り組むとともに、三宮・新神戸駅から空港までの輸送力強化の検討など中長期的な取り組みを進めます。

観光需要・

ビジネス需要の創出

16億6,800万円

空港の需要拡大に向けた調査を実施するほか、「登山プロジェクト」や空港島からの海上航路誘客ルートの検討など新たなコンテンツ造成、また、分散型花火・イルミネーションイベントの開催や国際化を見据えたインバウンドプロモーションなどを展開していきます。

地域コミュニティ交通の推進



1億3,400万円

地域交通の維持や交通空白地の課題解決に向けて、地域コミュニティ交通の導入エリアの拡大(10→16地域)や、補助の上限額の拡充(例:市街地(タクシー1台)300万円→350万円)のほか、小規模需要地域に対応したデマンド運行支援制度を創設します。

長田区の課題等を予算特別委員会で質疑

神戸市令和5年度予算は、予算特別委員会に付託され局別に審査が行われました。

平井は都市局・建築住宅局に対して質疑を行いました。

議事録・録画配信は
神戸市会ホームページ



神戸市会

検索

都市局

新長田の温泉事業



Q1 国道2号線北側の再開発では、温泉を掘削し、スポーツジムやホテル、マンションに温泉を供給してきた。しかしスポーツジムが温泉事業から撤退をし、泉源の設備の維持管理が難しいことから、温泉事業を廃止する方向で検討が進められている。従前より付加価値の高いまちづくりと行われた温泉事業だが、温泉付きマンションが2007年に完成してからわずか16年ほどで終息するのは残念だ。事業期間の想定や、長期的な収支など、当初の計画はどのようなものだったのか。また、温泉の活用を十分に検討してきたのか。

A1 アスタ温泉は平成9年に地元から温泉による町おこしの提案を受け事業を開始した。当初は地域で会社を立ち上げたが、経営的に厳しく平成19年に新長田まちづくり株式会社に引き継いだ。当初の計画は温泉利用料で、毎年の運営費と長期的な修繕費を賄うというものだ。令和4年度は緊急的に市が費用負担して温泉供給を維持しながら、事業継続の検討を行ってきた。これまでスポーツクラブに温泉利用再開を申し入れ、他の企業にも相談したが新たな利用者は見つかっていない。事業の継続には、現段階では住宅の温泉利用料を増額するしかなく、ビル管理者を通して提案している。

建設住宅局

管理不全空家等に対する勧告措置基準の見直し



Q1 危険度の高い管理不全空家等に「勧告」等の必要な措置を早期に講じることを求めてきた。令和5年4月から、「勧告」の対象を、将来に第三者への著しい被害を及ぼすことが予見される建築物に拡大される。今回の見直しにより、改善はどの程度進むのか。

A1 特に危険度の高い建築物で、将来的に第三者へ著しい被害を及ぼすことが予見される場合も勧告の対象とする。例えば建物が傾いていない、または外壁や屋根に破損はないが、高いところから瓦や外壁の一部が落下している、あるいは塀が広範囲に劣化し倒壊するおそれがある、そのようなもので周辺への著しい影響がある場合は勧告の対象となる。勧告により、解体補助等の技術的援助の活用も可能となり、固定資産税の住宅用地特例が解除されることで、早期改善を促すきっかけとなる。

Q2 今回の見直しの対象は建築物だが、敷地内に雑草や木が繁茂している案件はどうか。「雑草が繁茂している空き家・空き地を一律に勧告することが法律で予定されているかは慎重な判断を要する」とこれまでの答弁だが、現在、特措法の改正に向け、特定空家より早い段階での対策を国において議論している。新たに規定される「管理不全空き家」は、敷地内の雑草の繁茂や、窓が割れていることなどが想定されているので、神戸市もさらに見直しが可能となるのでは。

A2 今後、国の動向を注視し、空家特措法の改正内容について、正確な情報収集に努めたい。

■ 特定空家等の判断基準

特定空家等分類	悪影響の程度と危険等の切迫性			
	地域住民等の生命、身体又は財産に危険を及ぼすおそれがある	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険を及ぼすおそれがある	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険が切迫している	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険がさらに切迫し放置できない
措置の範囲	助言又は指導	勧告	命令	代執行

危険

将来的な被害の可能性も対象に拡大

お問い合わせ
連絡先

自由民主党
神戸市会議員団

中央区加納町6-5-1 市役所1号館28階
TEL. 078-322-5846
FAX. 078-322-6164

平井まち子
事務所

長田区五位ノ池町3-9-30
TEL.& FAX. 078-643-0647(電話は月~金 9時~17時)
machiko.h@earth.ocn.ne.jp

市政へのお問い合わせ | 神戸市総合コールセンター ☎ 078-333-3330 (年中無休 8:00~21:00)

ピフレ新長田のテナント誘致

Q 新長田駅前広場の再整備により新たなる人の流れを期待するが、広場の目の前のピフレ新長田は厳しい状況だ。2階のマイナンバーカードのサテライトは3月15日に終了し、その後は未定だ。2階で物販が頑張っているが、お客様がフロアに入ってこない構造だ。テナントの誘致に抜本的な見直しが必要ではないか。

A ピフレ新長田で市が所有する商業ゾーンの床は、地下1階と地上2階で、2階の3区画が3月末をもって退去する。サブリーサーである株式会社くにづかとも連携し、ビルの区分所有者の意見も聞きながら、魅力的な商業テナントの誘致に積極的に取り組んでいきたい。



応急的危険回避措置の見直し

Q 所有者不明案件への応急的危険回避措置を見直し、所有者不明と同じような状態であれば対応するということだが、詳しい見直し内容は。

A 市民の安全・安心の確保のため、所有者が判明している場合でも、緊急の対応の必要を市長が認める場合に措置を実施できるよう、今回条例改正議案を提出した。具体的には、台風により急激に空き家等の状態が悪化した場合や、複数所有者の内一部の所有者が行方不明である場合、また所有者が意思表示を行うことができないような特別な事情がある場合で、真に危険が迫っている場合等を想定している。

【民法改正】所有者不明土地・建物管理制度

Q 新たな所有者により適切な管理が行われるよう、神戸市がこの制度を積極的に活用して、根本的に空き家・空き地の解消を進めること。

A 「所有者不明土地・建物管理制度」というのは、特定の土地・建物のみに特化した新たな財産管理制度。従来の相続財産管理制度や不在者財産管理制度に比べ迅速な手続きが可能で、申立人が負担する予納金が少なくて済む。市が申し立てる場合は、管理人による管理費用や解体費用は予納金から支払うが、売却できればその利益から回収する仕組みで、売却可能性がある案件では制度の積極的な活用を進めたい。

【民法改正】越境竹木の剪定・伐採

Q1 民法改正で、隣地の竹木が越境してきた場合、一定の条件を満たせば、越境された土地所有者が越境部分の竹木を剪定・伐採できるようになる。以前から隣の方が自ら伐採していた事例があるが、合法となることで市も支援する方針だが、その具体的な内容は。

A1 越境している竹木が高木の場合、事業者に委託せざるを得ず費用負担が大きくなることから、隣接土地所有者に対する新たな補助を創設する。法・条例に基づく指導相当以上で、所有者不明の案件について、隣接土地所有者が越境部分の5メートル以上の高木の枝を切除する場合にかかる費用の2分の1以内、かつ上限60万円まで補助する。

Q2 補助の要件に所有者不明とあるが、所有者不明とほとんど変わらない場合も含まれるのか。また樹高が5メートル以下の場合も柔軟に運用すべきだ。

A2 法人など市から所有者に指導等ができないものも対象とする。一定の高さは補助を決める上では必要で、まずはこの制度で始めたい。2階建ての軒下より若干低いぐらいの高さであれば、自ら切除することも可能と考え設定した。要望があればまた考えたい。

改正法 土地所有者による枝の切り取り

越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には枝を自ら切り取ることができるとしている。

- ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
- ②竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③急迫の事情があるとき

(R5.4.1 施行)

